

事 務 連 絡  
令和7年3月14日  
令和7年5月14日（一部変更）

県内介護福祉士養成校 御中  
県内介護事業所 御中

富山県厚生部厚生企画課長

### 令和7年度富山県外国人介護人材獲得強化事業について

このことについて、下記のとおり実施予定ですので、お知らせいたします。

厚生労働省の補助金を受けて実施する事業であるため、以下の内容は変更となる場合があります。

#### 1 事業の目的

外国人介護人材のうち、在留資格「留学生」を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う介護福祉士養成校及び事業所に対して支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

#### 2 実施主体

富山県内に所在する介護福祉士養成校及び外国人介護人材の受入予定施設を経営する法人

#### 3 事業内容

以下の費用を助成する。ただし、交付決定のあった日の属する年度の翌年度以降、富山県内の介護福祉士養成校に入学予定、または富山県内の介護福祉士養成校への進学を見込み日本国内の日本語学校に入学予定となった外国人の数に10万円をかけた額を上限とする。

##### (ア) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

##### (イ) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

##### (ウ) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、

- ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
- ・ 日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動
- ・ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成 等を行う。

##### (エ) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

4 助成基準額・対象経費・補助率 別表のとおり

5 留意事項

(1) 好事例の収集・整理

本取組により海外現地での人材確保に資する取組を行った事例等の収集・整理を行い、県を通じて国に報告するものとする。また、国は、それらを幅広く周知することとし、取組の横展開を図ることとされている。

(2) 補助対象外経費

外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料、本取り組みにかかる飲食費（手土産代金含む）は、本事業の補助対象とはならない。

(3) 同一の法人等に対する助成

他の都道府県においても事業所を運営する法人等が当該助成事業を申請する場合等には、補助の重複が無いよう、必要に応じて、申請内容を確認したうえで、適切に按分処理を行う等の対応を行うこととする。

6 スケジュール（予定）

令和7年6月～10月ごろ	補助金交付要綱・協議様式の公表、協議受付
令和7年12月ごろ	内示（交付見込み額の通知）
令和8年3月	交付申請及び実績報告

【事務担当】

地域共生福祉係 針山

TEL:076-444-3197, FAX:076-444-3491

E-mail:akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

別表

1 助成事業名	2 助成基準額	3 助成対象経費	4 補助率
富山県外国人介護人材獲得事業	<p>交付決定の日の属する年度の翌年度以降、富山県内の介護福祉士養成校または日本語学校に入学予定となった外国人一人あたり</p> <p style="text-align: center;"><u>100千円</u></p> <p>ただし、<u>1法人あたり700千円を上限の目安とするが、事前に協議をし、厚生労働大臣及び富山県知事の承認を得た場合はこの限りではない。</u></p>	<p>外国人介護人材の受入施設等が行う外国人介護人材獲得強化事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p>	10/10